

全国相続診断士会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、全国相続診断士会と称する。

(目的)

第2条 全国相続診断士会は、各相続診断士会の運営内容や相談事を共有し、一般社団法人相続診断協会（以下、「相続診断協会」という。）と連携しながら相続診断士会の運営がスムーズに進むように支援を行う。

第2章 組織

(構成)

第3条 全国相続診断士会は、各相続診断士会の会長・副会長・事務局または会長経験者で構成される。

(役員)

第4条 全国相続診断士会の役員は、相続診断士会の会長または会長経験者の中から会長1名、副会長2名、事務局長1名、事務局2名以上を相続診断協会の指名により選出される。
また、会長は原則、士業ではない相続診断士から選任する。
ただし、相続診断協会が特例と認めたものは例外とする。
全国相続診断士会役員の任期は1年間とし、役員は無報酬のボランティアにて行う。
ただし、相続診断協会からの要請の場合には、交通費等を支給する。

(役員の解任)

第5条 役員として相応しくないと相続診断士からの申し出があった場合は、相続診断協会が聴収したうえで、役員を解任することができる。

第3章 活動

(活動)

第6条 全国相続診断士会の運営及び意思決定は、全国相続診断士会役員と相続診断協会が合議により行う。
全国相続診断士会役員は各相続診断士会の適切な設立、運営ができるようにアドバイスまたはヒアリングの行い、適時、相続診断協会に報告する。

(活動報告)

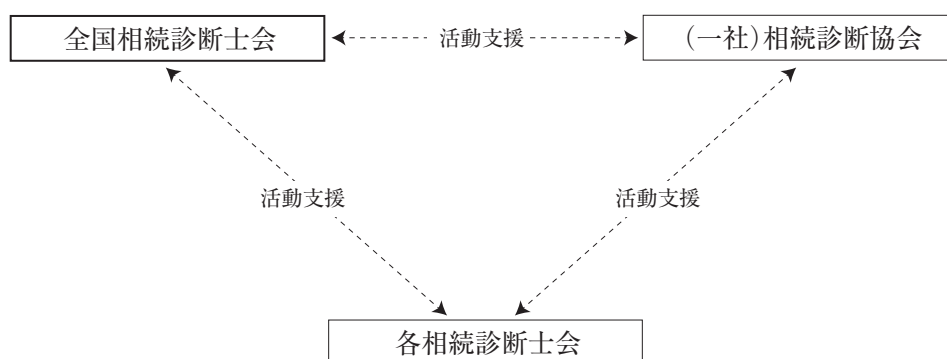
第7条 相続診断協会から要請があった場合には活動報告を提出する。(活動期間は1月1日～12月31日を1年とする)

この規約の施行について必要な細則は、相続診断協会及び全国相続診断士会が協議の上、定める。改変についても同様とする。

この規約施行日は2026年9月1日とする。

備考

関係図



全国相続診断士会 役員名簿

全国相続診断士会の役員名簿を一般社団法人相続診断協会へ提出いたします。

申請日 年 月 日

会長 署名 印
認定番号
連絡先

副会長 認定番号	印	副会長 認定番号	印
-------------	---	-------------	---

事務局 認定番号	印	事務局 認定番号	印
-------------	---	-------------	---

事務局 認定番号	印	事務局 認定番号	印
-------------	---	-------------	---

事務局 認定番号	印	事務局 認定番号	印
-------------	---	-------------	---

事務局 認定番号	印	事務局 認定番号	印
-------------	---	-------------	---

備考